

やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱

令和元年10月 4日林振第1101号 制定
令和2年 9月 1日林振第 775号 改正
令和4年 3月31日林振第1915号 改正

(趣旨)

第1条 知事は、県産材の供給体制を強化するため、木材の生産及び加工並びに建築に関わる者が連携し、建築物へ県産材を使用した製材品を供給する取り組みに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県産材」とは、山梨県内で生産された木材(県内の森林に由来するものに限る。)をいう。
- (2) 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物及びこれに類する建物をいう。
- (3) 「内装材」とは、建築物内部の床面、壁面及び天井に内装仕上げとして施工される製品(製材、集成材、合板)をいう。
- (4) 「構造材等」とは、建築物に使用される木材のうち内装材以外の製品(製材、集成材、合板)をいう。
- (5) 「素材生産事業者」とは、立木を伐採して丸太を生産する者又は団体をいう。
- (6) 「原木市場」とは、木材を取り扱う市場を運営する者又は団体をいう。
- (7) 「木材加工事業者」とは、丸太を原料として加工機械によって板類、角類などの木材加工を行う者又は団体をいう。
- (8) 「流通販売事業者」とは、木材の卸売を行う者又は団体をいう。
- (9) 「建築事業者」とは、建設業法第3条第1項に規定する建築工事業又は大工工事業を行う者又は団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、素材生産事業者又は原木市場(以下「素材生産者等」という。)、木材加工事業者、流通販売事業者及び建築事業者により構成された企業グループ(以下「グループ」という。)とする。

- 2 前項に掲げる素材生産者等、木材加工事業者及び流通販売事業者は、県内に事業所を有する者とする。
- 3 第1項に掲げるもののうち、素材生産者等、木材加工事業者及び流通販売事業者は、県産材を取り扱う事業者として認証する山梨県産材認証センターに登録されている者とする。
- 4 グループは、別に定めるやまなし県産材供給システム強化対策事業共同事業実施規約を締結した者とする。

(補助金交付の要件及び補助単価)

第4条 補助金の交付の要件及び補助単価は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付申請書(要綱様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に必要な書類を添付して、別に定める期間内に知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付決定通知書(要綱様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更(中止・廃止)しようとするときは、やまなし県産材供給システム強化対策事業変更(中止・廃止)承認申請書(要綱様式第3号)に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、補助金の交付決定額の20%以内の減額の場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業者は、事業計画書に記載した取り組みを実施するとともに、実績報告においてその履行状況を報告すること。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月15日(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年4月1日山梨県条例第5号)第3条第1項に規定する週休日及び第9条に規定する祝日に該当する場合は、直後の平日とする。)のいずれか早い日までに、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金実績報告書(要綱様式第4号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付額の確

定通知書(要綱様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、精算払いとする。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、また交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し、不正の行為があつたとき。
- (2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるやまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領及びやまなし県産材供給システム強化対策事業募集要項によるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月 4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年 9月 1日から施行する。

2 既に交付決定された補助金については、この要綱の改正後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和4年 3月31日から施行する。

2 この要綱の改正前に交付決定された補助金については、改正後も、なおその効力を有する。

別表

1 補助要件

- (1) グループにより供給された県産材使用認証製品とする。
- (2) 別に定める期間内に、対象とする建築現場に前号の製品が納入されたもの。
- (3) 対象とする建築物の場所及び発注者は、県内外を問わないが、官公庁の発注公告等において、あらかじめ県産材指定された製品は対象とならない。

2 補助単価

区分	交付の対象	単価
構造材等	県産材を用いた製品(製材、集成材、合板)使用量	15,000円/m ³ 以内
内装材	県産材を用いた製品(製材、集成材、合板)使用量	2,000円/m ² 以内
県産材建築物認証	県産材使用認証書の取得に要する経費 (山梨県産材認証センター発行のもの)	10,000円/件以内